

秋田車体株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年8月1日～令和6年7月31日までの5年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法の規定を上回る、より利用しやすい制度の実施

<対策>

- 令和元年 8月～ 育児休業、子の看護休暇及び育児短時間勤務等の制度について、利用しやすくするためのアンケートを実施する。
- 令和元年11月～ アンケート結果を踏まえ、育児・介護休業法を上回る内容を決定する。
- 令和元年12月～ 就業規則を改正する。
- 令和2年 1月～ 新しい制度を導入し、以降、随時改善を図る。

目標2：産前産後休業、育児休業、出産手当金、育児休業給付及び産休・育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和元年 8月～ 制度に関する最新の情報を入手する。
- 令和元年11月～ 制度に関するチラシ又はパンフレット等を作成し、社員に配布するなど周知を行う。
- 令和元年12月～ 以降、随時最新の情報の入手及びチラシ又はパンフレット等の更新に努める。

目標3：企業内の意識啓発、ノー残業デーの実施又は多能工化の推進などによる所定外労働の削減

<対策>

- 令和元年 8月～ 所定外労働の実情を把握する。
- 令和元年10月～ 所定外労働の削減のためのアンケート・ヒアリング調査等を実施する。
- 令和元年12月～ 上記に基づき、具体的な削減計画及び内容を策定する。
- 令和2年 2月～ 管理職を中心に、目標達成を目指して実行する。
- 令和2年 8月～ 前6か月の実情を把握し、以降、PDCA サイクルを実行する。